一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町津久田字美坂三三五八の四、三三五八の五、三三五九の四、三三五九の五、三三六〇の八まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第千二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町津久田字竹久保四二〇三の一〇、四二〇三の一二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町大字林字久森一六一〇の一（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　ダム用地とするため

○農林水産省告示第千二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市大柳町字下柳一七の三（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市大柳町字下柳一七の三（次の図に示す部分に限る。）、一七の四、字山ノ入三〇の一〇、三四の一二、三四の一三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県霧島市霧島田口字橋口一八二の九（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　用排水路用地とするため

○農林水産省告示第千二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
高千穂町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
むかわ町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。